

## 特別養護老人ホーム大磯喜楽園 料金表

【従来型多床室】 ※負担割合が1割でない方の利用料金は第4段階で利用料金を計算しています。

令和6年8月現在

要介護度	1日あたりの 単位数	個別機能 訓練加算 (Ⅰ)	看護体制加算 (Ⅰ)	夜勤職員 配置加算 (Ⅰ)	介護職員処遇 改善加算 (Ⅱ)	介護保険負担 限度額認定	食費 (1日)	居住費 (1日)	1割負担 利用料金 (31日)	2割負担 利用料金 (31日)	3割負担 利用料金 (31日)
要介護1	589	12	4	13	1ヵ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	0円	31,436円	117,433円	139,570円
						第2段階	390円	430円	47,556円		
						第3段階①	650円	430円	55,616円		
						第3段階②	1,360円	430円	77,626円		
						第4段階	1,445円	915円	95,296円		
要介護2	659					第1段階	300円	0円	33,937円	122,434円	147,071円
						第2段階	390円	430円	50,057円		
						第3段階①	650円	430円	58,117円		
						第3段階②	1,360円	430円	80,127円		
						第4段階	1,445円	915円	97,797円		
要介護3	732					第1段階	300円	0円	36,544円	127,649円	154,894円
						第2段階	390円	430円	52,664円		
						第3段階①	650円	430円	60,724円		
						第3段階②	1,360円	430円	82,734円		
						第4段階	1,445円	915円	100,404円		
要介護4	802					第1段階	300円	0円	39,045円	132,650円	162,395円
						第2段階	390円	430円	55,165円		
						第3段階①	650円	430円	63,225円		
						第3段階②	1,360円	430円	85,235円		
						第4段階	1,445円	915円	102,905円		
要介護5	871	第1段階	300円	0円	41,510円	137,580円	169,790円				
		第2段階	390円	430円	57,630円						
		第3段階①	650円	430円	65,690円						
		第3段階②	1,360円	430円	87,700円						
		第4段階	1,445円	915円	105,370円						

\*上記の料金は、1単位×10,27円（地域区分）で計算されています。

\*「食費」は入居者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用、「居住費」とは施設に居住し居室・設備等を利用することにかかる室料及び光熱費相当額です。

\*入居の際は、介護保険負担限度額認定証の申請をお願い致します。又、すでに申請済みの方は、認定証の呈示をお願い致します。

\*介護保険料の負担割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

\*その他の料金及び各加算料金の内容については、裏面をご覧ください。上記利用料金には裏面の各種加算項目の適用欄に○が付いている加算が含まれています。

○その他の料金等について

内 容	金 額
①日用品（歯ブラシ・歯磨き粉・ポリドント・ティッシュペーパー等）	実費
②理美容費	実費
③医療費、薬費	実費
④預り金管理料	2,000円/月
⑤私物電気代	1台につき50円/日（上限額は2台合計100円まで）

○各種加算項目

加算項目	内容等	加算料金	適用
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を1名以上配置	4円/日	○
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	通常之夜勤職員（人員基準）に加え、介護職員または看護職員をを1人以上配置	13円/日	○
個別機能訓練加算（Ⅰ）	常勤の機能訓練士または看護師を1名以上配置	12円/日	○
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報及び疾病の情報を厚生労働省に提出している場合に算定	50円/月	○
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	褥瘡発生防止のため定期的に評価し厚生労働省に提出、計画的に褥瘡管理を実施した場合（3ヵ月に1回）	3円/月	○
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	褥瘡マネジメント加算Ⅰの要件を満たし、褥瘡が発生するリスクがある入所者について褥瘡の発生のないこと	13円/月	※
初期加算	入居日から30日以内の期間1ヶ月以上入院ののち、退院後30日	30円/日	※
外泊時費用（月6日を限度）	外泊、入院した期間	246円/日	※
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	総単位数に対して13.6%		○

\*上記各種加算料金は1割負担の場合となっています。

\*上記各種加算項目表の適用欄に記載してある※については、対象者のみ加算されます。